

茨木市立障害者生活支援センターともしび園利用者の受入等に係る 報償金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立障害者生活支援センターともしび園（以下「ともしび園」という。）の利用者に対する計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援をいう。第3において同じ。）により障害福祉サービス事業者へのあわせん調整を行った結果障害福祉サービス事業者と利用契約に至った特定相談支援事業者及び利用契約を締結した障害福祉サービス事業者に報償金を支給することにより、短期間に集中する負担を軽減し、もって利用者の日中における介護等の確保の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 市長がともしび園を運営する福祉法人とんぼ福祉会に対して聴聞の通知を行った日である令和6年8月7日（以下「聴聞通知日」という。）において、社会福祉法人とんぼ福祉会との間で、ともしび園における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護事業の利用契約を締結している者のうち、生活介護事業の利用について法第19条に規定する支給決定を受けているものをいう（利用の実態がない者その他の市長が適当でないと認めた者を除く。）。
- (2) 特定相談支援事業者 法第51条の20第1項に定める特定相談支援事業所を運営する者をいう。
- (3) 障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に定める障害福祉サービス事業者のうち、法第5条第7項に定める生活介護の事業を行う者をいう。

(支給対象)

第3 支給の対象は、聴聞通知日から令和7年3月31日までの間に、障害福祉サービス事業者と新たに生活介護事業の利用契約（書面によらない方法で合意に至ったものを含む。）の締結に至った又は既に生活介護事業の利用契約を締結しており、契約支給量の変更（書面によらない方法で合意に至ったものを含む。）に至った利用者に対し、次に掲げる支援等を行った特定相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者とする。

(1) 計画相談支援により障害福祉サービス事業者へのあっせん調整等を行った結果
障害福祉サービス事業者と利用契約に至った特定相談支援事業者

(2) 利用者との契約に基づいてサービスを提供する障害福祉サービス事業者

2 前項の規定にかかわらず、令和6年12月18日以前の1年間において、法第50条の
規定による指定の取消しを受けた事業者は支給の対象としない。

(支給金額)

第4 支給金額は、次の各号に定める支給対象の区分に応じ、当該各号に定める額と
する。

(1) 第3第1項第1号に掲げる支援等を行った特定相談支援事業者 25,000円

(2) 第3第1項第2号に掲げる支援等を行った障害福祉サービス事業者 受け入れ
た利用者について聴聞通知日における当該利用者のともしび園の週当たりの利用
契約日数に応じた次の表に掲げる額（第3項において「上限額」という。）又は
聴聞通知日以降に締結した障害福祉サービス事業者における週当たりの利用契約
日数に50,000円を乗じた額のいずれか少ない額

利用契約日数が1日の利用者を受け入れた場合	50,000円
利用契約日数が2日の利用者を受け入れた場合	100,000円
利用契約日数が3日の利用者を受け入れた場合	150,000円
利用契約日数が4日の利用者を受け入れた場合	200,000円
利用契約日数が5日以上の利用者を受け入れた場合	250,000円

2 利用者1人につき、各特定相談支援事業者又は各障害福祉サービス事業者へ報償
金を支給できる回数は、それぞれ1回とする。

3 第1項第2号について、1人の利用者に対して複数の障害福祉サービス事業者が
利用契約を締結した場合で、先に他の障害福祉サービス事業者から当該利用者に係
る第5の規定による報告があるときは、上限額から当該他の障害福祉サービス事
業者に対して支給した額又は支給する額を減じて支給金額を算定するものとする。

(報告書の提出)

第5 報償金の支給を受けようとする者は、茨木市立障害者生活支援センターともし
び園利用者に係る契約内容報告書（様式第1号）により令和7年3月31日までに報
告しなければならない。

(報償金の支給)

第6 市長は、第5の規定による報告があったときは、報告書の内容を確認し、適当
と認めたときは、予算の範囲内において支給すべき報償金の額を決定し、茨木市立
障害者生活支援センターともしび園利用者の受入等に係る報償金支給決定通知書
（様式第2号）により報告書を提出したものに通知するとともに、報償金を支給す

る。

(支給の取消し等)

第7 市長は、報償金を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、報償金を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第8 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月19日から実施する。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所
氏 名 ⑩
（団体名及び代表者名）

茨木市立障害者生活支援センターともしび園利用者に係る契約内容報告書

【報告事業者】

事業者番号										
事業者及び その事業所の名称 代表者										

【報告対象者】

障害福祉サービス受給者番号										
利用者（契約者）の氏名										

【契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告】

サービス 内容	区分	生活介護 事業所名	契約支給量	契約日（又は 契約支給量を変 更した日）	受給者証の 事業所記入 欄の番号
<input type="checkbox"/> 計画相談 支援					
<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 新規				
	<input type="checkbox"/> 契約 変更		従前と比較し 日/週の増 (従前 日/週) (変更後 日/週)		

様式第2号（第6関係）

年 月 日

様

茨木市立障害者生活支援センターともしび園利用者の受入等に係る
報償金支給決定通知書

年 月 日付けで報告書の提出があった茨木市立障害者生活支援
センターともしび園利用者の受入等に係る報償金は、金 円を支給します。

年 月 日

茨木市長

印